

シュプレヒコール和解裁判結審!

次回6月15日13時30分判決

JR東海ユニオン指導部よ! もう一度その目で裁判所が示し、双方が「和解」した内容をしっかりと見るべきです。あなた方が掲示した『組織情報』にも記載されています。ちゃんとご覧になっては如何でしょうか。

そもそも、JR東海労が「『JR東海をつぶせ!』『列車を転覆させてやる』などとシュプレヒコールを行いながらデモ行進した」とユニオンが掲示したことに関し、第一審で30万円の賠償が命じられ、あなた方の行為は違法であると判断されたのですよ。その後東京高裁でも、(ユニオン掲示は)

「表現に適切さを欠く点」があり、「本件控訴に至ったこと

につき、遺憾の意を表する」、だから、控訴人(ユニオン)らは、「今後このような事態を生じさせないよう努める」という和解条項が示めされ和解に至ったのではなかったのでしょうか。事實はひとつです。「遺憾の意」を表することが、なぜ「勝利的」との解釈になるのでしょうか? 自らが誤って解釈したことと、事實は違うことを知るべきです。誤った解釈を意図的に流したのであれば、それは犯罪行為です。

次回6月15日13時30分から判決となります。

JR東海ユニオンの身勝手な解釈・評価で「勝利的和解」と流布する行為は犯罪だ!
闘いの勝敗・真実はひょつた!

組織情報

No. 566
平成20年5月16日
JR東海ユニオン

JR東海労による東京運輸所分会不当裁判

全面勝利的和解成立!!

一審不当判決是正される!!

我々の主張が大きく認められた内容で解決!!

本日、東京高裁において「JR東海労による東京運輸所分会不当裁判」の和解期日が開かれ、JR東海労(被控訴人)は損害賠償や謝罪文掲示等全ての請求を放棄することとなった一方、我々(控訴人)は、東京高裁からの勧めに従い、今回、このような裁判という結果に至ったことについて「遺憾の意」を表明するという形で決着した。この結果、一審の改訴判決が全面的に見直され、我々の主張が大きく認められる内容で和解が成立することとなった。

- 1、控訴人らは、被控訴人に対し、控訴人らが作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、本件控訴に至ったことにつき、遺憾の意を表する。控訴人らは、今後このような事態を生じさせないよう努めるものとする。
- 2、被控訴人は、請求を放棄する。
- 3、訴訟費用及び和解費用は各自弁。

この間、本不当裁判に対し尽力いただいた組合員・関係者に対し、熱く御礼申し上げます。

虚偽の事実を記載したユニオン「組織情報」